

**不利益処分個別票**

所管局部課（担当）名 （電話番号）	環境局環境管理部環境管理課（環境保全対策グループ）（06-6615-7923）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	特定粉じん発生施設の構造等の改善命令、施設使用の一時停止命令
概要	特定粉じん発生施設を設置する工場等の事業活動に伴い、大気中に排出し、又は飛散させる特定粉じんの敷地の境界線における大気中の濃度が敷地境界基準に適合しないと認めるときは、当該特定粉じん発生施設の構造等の改善、又は使用の一時停止を命令することができる。
根拠法令等 及び条項	大気汚染防止法第18条の11
処分基準	特定粉じん排出者が排出し、又は飛散させる特定粉じんの当該工場又は事業場の敷地の境界線における大気中の濃度が敷地境界基準に適合しないと認めるとき
ホームページ	<a href="https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000060314.html">https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000060314.html</a>
備考	